

① 福島再開投資等準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十六) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

福島県知事の認定を受けた日		1	平	・	・	翌	期首福島再開投資等準備金の金額	15	円	
積立期間		2	平	・	・		当	その他の場合による益金算入額の合計額		16
当期積立額		3	平	・	・			期		累積限度超過額(14)
積立限度額の計算	投資予定額	4				繰越金額の計算	特別償却実施額の特別償却実施額		18	算入額の計算
	定額基準額 (4) × $\frac{1}{2}$	5					特別償却実施額の益金算入額の計算 ((15) - (16) - (17)) と (18) のうち少ない金額	19		
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6					3年間均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における福島再開投資等準備金の金額 (基準事業年度等の終了の日における(24))	20		
	累積限度基準額 (4) - (6)	7					3年間均等益金算入額の計算 ((15) - (16) - (17)) と (20) × $\frac{1}{36}$ のうち少ない金額	21		
	積立限度額 (5) と (7) のうち少ない金額	8					計 (16) + (17) + (19) + (21)	22		
	積立限度超過額 (3) - (8)	9					当期積立額のうち損金算入額 (3) - (9)	23		
累積限度超過額の計算	累積限度超過基準額 (6) - (4)	10				貸借対照表の金額との差額の明細	期末福島再開投資等準備金の金額 (15) - (22) + (23)	24		
	期首福島再開投資等準備金の金額 (15)	11					貸借対照表に計上されている福島再開投資等準備金	25		
	当期のその他の場合による益金算入額の合計額 (16)	12					差引 (25) - (24)	26		
	差引福島再開投資等準備金の金額 (11) - (12)	13					当期 貸借対照表の取崩不足額 (22) - ((3) - (25) - 前期の(25))	27		
	当期累積限度超過額 (10) と (13) のうち少ない金額	14					当期分 当期に生じた差額の合計額 (9) + (27)	28		
						前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29		

別表十二（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の8（福島再開投資等準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の8（連結法人の福島再開投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「累積限度超過額の計算」の各欄は、「投資予定額4」の欄の金額が「前期以前の損金算入額の合計額6」の欄の金額を超える場合には、記載を要しま

せん。

3 「期首福島再開投資等準備金の金額15」には、当期首現在の税務計算上の福島再開投資等準備金の金額を記載します。

4 「特別償却実施額18」は、当該事業年度又は連結事業年度における震災特例法第18条の8第3項各号又は第26条の8第3項各号に定める金額の合計額を記載します。

5 「3年間均等益金算入額²¹
((15)-(16)-(17))と(20)× $\frac{1}{36}$ のうち少ない金額-(19)

の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。